

業務委託契約書(Web記事執筆)

委託者〇〇(以下「甲」という。)及び受託者〇〇(以下「乙」という。)は、以下の契約要綱記載の業務の委託に関し、関係法令を遵守し、次のとおり業務委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

<契約要綱>

項目	内容
本委託業務の表示	甲が別途定めるテーマに基づいたWeb記事の執筆
納入物	甲が指定するファイル形式による記事原稿(以下「本成果物」という。)
納期・検査完了期日	納期:記事ごとに甲乙別途協議の上定める日 検査完了期日:本成果物納入後7日以内
納入場所	甲が指定するオンラインストレージまたは電子メール
業務委託料	本成果物1本あたり 金15,000円(消費税等別途)
業務委託料の支払時期	第〇条(検収)に定める検査が完了した日から〇日以内
支払方法	甲の指定する銀行口座への振込(振込手数料は甲の負担とする。)
特約事項	本契約は単発の契約であり、個別の記事執筆依頼の完了をもって本委託業務は完了する。継続的な委託関係を定めるものではない。

(業務の委託)

第1条 甲は、契約要綱記載の業務(以下「本委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、本委託業務を善良なる管理者の注意をもって遂行し、関連法令を遵守するものとする。乙は、本契約に基づき委託された業務の遂行に関して、個人事業主として一切の責任を負う。

(本委託業務の詳細及び業務遂行プロセス)

第2条 本委託業務の詳細については、契約要綱に定めるほか、個別の記事ごとに甲乙別途協議の上定めるものとし、仕様書は別途作成しないものとする。ただし、甲は、本委託業務の遂行に必要な具体的な指示事項を、書面、電子メール等の電磁的方法により乙に通知することができ、乙はこれに従うものとする。

2 本委託業務の遂行にあたり、乙は以下のプロセスに従うものとする。

(1) 乙は、記事のテーマ及び甲からの指示事項に基づき、記事の構成案(目次レベルを含む。)を作成し、甲に提出する。

(2) 甲は、受領した構成案を確認し、修正の必要があれば乙に通知する。乙はこれに基づき構成案を修正し、再度甲に提出する。

(3) 甲は、構成案を承認した場合、乙に対しその旨を通知する。

(4) 乙は、甲による構成案の承認後、本成果物の執筆を行う。

(5) 乙は、完成した本成果物を第9条に定める方法により甲に納入する。

(業務委託料及び支払)

第3条 甲は乙に対し、本委託業務完了の対価として、契約要綱記載の業務委託料(消費税等別途)を支払う。

2 乙は、第9条に定める検査が完了した場合、甲に対し業務委託料に係る請求書を交付するものとする。甲は、当該請求書を受領した後、契約要綱記載の期日までに、契約要綱記載の方法により業務委託料を支払う。

(納期)

第4条 本委託業務における本成果物の納期は、契約要綱に定めるとおりとする。

(責任者)

第5条 甲及び乙は、本契約に関する連絡、協議等を円滑に行うため、それぞれ責任者を選任し、相手方に書面により通知する。

2 甲及び乙は、相手方への事前の書面による通知をもって、責任者を変更することができる。

3 甲及び乙の責任者は、本委託業務の遂行に必要な意思決定、指示、確認等を行う権限を有する。本委託業務に関する連絡は、原則として責任者を通じて行うものとする。

(業務従事者)

第6条 乙は、本委託業務の遂行に必要な業務従事者(乙の従業員等を含む。)を自己の責任と費用において手配する。乙は、業務従事者との雇用関係等に基づき、労働法規を含む関連法令を遵守し、業務従事者に対する指揮命令及び労務管理を適切に行う責任を負う。

2 乙は、業務従事者が甲の事業所等に立ち入る場合、甲が定める諸規則を遵守させるものとする。

(資料等の提供)

第7条 甲は乙に対し、本委託業務の遂行に必要な資料等を提供する。乙は甲から提供された資料等を善良な管理者の注意をもって管理し、本委託業務以外の目的に使用してはならない。

2 甲から提供を受けた資料等が本委託業務の遂行上不要となった場合、乙は甲の指示に従い遅滞なく返還または破棄するものとする。

(再委託)

第8条 乙は、本委託業務の全部または一部を第三者に再委託することはできない。ただし、書面により甲の事前の承諾を得た場合に限り、再委託することができる。

2 前項ただし書に基づき乙が第三者に再委託した場合でも、乙は当該再委託先の行為について、自らの行為と同様に一切の責任を負うものとする。

(納入及び検収)

第9条 乙は、甲に対し、契約要綱記載の納期までに本成果物を納入する。

2 甲は、本成果物の納入を受けた後、契約要綱記載の検査完了期日までに、事前に甲乙が合意した内容に基づき検査を実施する。当該検査に合格した場合、甲は乙に対し検査合格の通知を行うものとする。

3 甲は、前項の検査に本成果物が合格しない場合、不合格の具体的な理由を明示した書面を乙に交付し、期限を定めて本成果物の修正または追完を求めることができる。乙は、当該求めに従い無償で修正または追完を行い、再度甲に納入し、検査を受けなければならない。

4 検査完了期日までに甲から第2項の合格通知または前項の不合格理由を明示した書面が乙に交付されない場合、甲が検査遅延について合理的な理由を書面で通知した場合を除き、本成果物は当該検査に合格したものとみなす。

5 第2項または前項に基づき本成果物が検査に合格した時点をもって検収完了とし、本成果物の引渡し完了したものとする。

(契約不適合責任)

第10条 納入された本成果物に本契約の内容との不適合(瑕疵を含む。)がある場合、甲は乙に対し、相当の期間を定めて当該不適合の修補または代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課すことなく履行の追完ができるときは、甲が請求した方法と異なる方法による追完をすることができる。

2 甲が前項に基づき追完を催告し、その期間内に追完がない場合、甲は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。

3 甲は、本成果物の引渡しを受けた時から1年以内に乙に対し不適合がある旨を通知しない限り、当該不適合を理由とする履行の追完請求、業務委託料の減額請求、損害賠償請求、または本契約の解除をすることはできない。

4 甲の責めに帰すべき事由により本成果物の不適合が生じた場合、甲は、乙に対して前三項の権利を行使することはできない。

(本成果物の所有権)

第11条 本成果物の所有権は、第9条に定める検収が完了した時に、乙から甲へ移転する。

2 本成果物の滅失、毀損に関する危険負担は、納入前は乙が、納入後は甲がそれぞれ負う。

(本成果物の著作権等)

第12条 本成果物に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に規定される権利を含む。)は、第9条に定める検収が完了した時点をもって、乙から甲へ完全に移転するものとする。

2 乙は、本成果物について著作者人格権を行使しないものとする。

3 乙は、本委託業務の遂行にあたり、乙が従前から著作権を保有する著作物(以下「乙保有著作物」という。)の一部を本成果物中に引用または転載する場合、甲に対し、甲が本成果物を使用するために必要な範囲において、乙保有著作物に関する著作権の利用を無償にて許諾するものとし、甲は、当該利用許諾に関し別途対価を支払う義務を負わないことを確認する。

4 本委託業務の過程で発生した、本成果物に関する著作権以外の知的財産権(発明、考案、意匠、商標、ノウハウ等に関する権利を含む。)は、当該知的財産権を創作または取得した当事者に帰属するものとする。

5 乙は、前項に基づき知的財産権を保有する場合、甲に対し、甲が本成果物を使用するのに必要な範囲において、当該知的財産権の利用を許諾するものとする。この利用許諾に関する対価は、業務委託料に含まれるものとする。

(知的財産権の侵害)

第13条 甲は、乙による本委託業務の履行に起因して第三者から知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、速やかにその事実及び内容を乙に通知するものとする。

2 前項の場合において、乙は、甲が当該申立てに関する第三者との交渉または訴訟において、乙に防御の機会と実質的な決定権限を与え、必要な協力をした場合に限り、甲が最終的に負担することとなった損害賠償額を負担するものとする。ただし、当該知的財産権の侵害が専ら甲の指示または甲から提供された資料等に起因する場合は、乙は責任を負わない。

3 乙は、本委託業務の履行に起因する第三者の知的財産権侵害に関し、本条に定める以外のいかなる責任も負わない。

(秘密保持)

第14条 甲及び乙は、本契約の存在および内容、並びに本契約に関連して相手方から提供を受け、または知り得た技術、営業、経営に関する情報その他一切の情報(以下「秘密情報」という。)を、相手方の書面による事前の承諾なく、第三者に開示、漏洩または提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当することを証明できる情報については、秘密情報に含まれないものとする。

(1) 相手方から開示または提供を受けた時に、既に自己が保有していた情報

(2) 相手方から開示または提供を受けた時に、既に公知となっていた情報

(3) 相手方から開示または提供を受けた後、自己の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報

(4) 秘密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

(5) 秘密情報によることなく独自に開発または取得した情報

(6) 法令または権限ある公的機関の命令に基づき開示が義務付けられた情報(ただし、可能な限り速やかに相手方にその旨を通知する。)

2 甲及び乙は、秘密情報を本契約の目的のためにのみ使用し、その他の目的に使用してはならない。

3 甲及び乙は、秘密情報を、本契約の遂行上知る必要のある自己の役員、従業員、および弁護士、税理士等の法令上の守秘義務を負う専門家に限り開示することができる。この場合、開示を受けた者に対し、本条に基づく自己の義務と同等の義務を負わせるものとし、責任をもってこれを遵守させるものとする。

4 本契約が終了した場合、甲及び乙は、相手方の指示に従い、秘密情報を含む一切の情報、資料、書類等を返還または破棄するものとする。相手方は、秘密情報等の返還または破棄を証明する文書の提出を求めることができる。

(個人情報)

第15条 乙は、本委託業務遂行において甲から個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める個人情報をいう。)の取扱いを委託された場合、これを適切に管理し、甲の事前の同意なく第三者に開示、漏洩または公開してはならない。

2 乙は、個人情報を本委託業務の目的の範囲でのみ使用するものとする。

3 個人情報が本委託業務遂行上不要となった場合、乙は遅滞なく甲の指示に従い返還または破棄するものとする。

(報告等)

第16条 甲は、本委託業務の遂行状況または秘密情報もしくは個人情報の管理状況について、必要に応じ乙に報告を求めることができ、乙はこれに速やかに応じるものとする。

(損害賠償)

第17条 甲または乙は、自己の故意または重過失により本契約に違反し相手方に損害を与えた場合、相手方に生じた直接かつ通常の損害について賠償責任を負うものとする。ただし、間接損害、特別損害、偶発的損害、付随的損害、逸失利益については、いかなる場合も賠償の責任を負わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲または乙が本契約の違反により相手方に対して負う損害賠償の総額は、当該損害が発生した本委託業務に関する業務委託料の総額を上限とする。ただし、故意または重過失による場合はこの上限を適用しない。

(遅延損害金)

第18条 甲または乙は、本契約に基づく金銭債務の履行を遅滞した場合、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を相手方に支払うものとする(年365日の日割計算)。

(解除)

第19条 甲または乙は、相手方が本契約の条項に違反し、相当の期間を定めてその是正を書面により催告したにもかかわらず、当該期間内に是正されない場合、本契約を解除することができる。2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 重大な過失または背信行為があった場合
- (2) 支払停止、支払不能の状態に陥った場合、または手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (3) 公的機関から営業停止または取消の処分を受けた場合
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあった場合、または整理、清算の手続に入った場合
- (5) 差押え、仮差押え、仮処分、滞納処分を受けた場合
- (6) その他、本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

(契約終了時の措置)

第20条 本契約が本委託業務の完了前に終了した場合、甲は、既に履行された本委託業務の内容に応じた業務委託料を乙に支払うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第21条 甲及び乙は、自己またはその役員、経営に実質的に関与する者が、現在または将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに類する者(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、反社会的勢力と以下の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを表明し保証する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
- (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用している関係
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしている関係
- (5) その他役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係

3 甲及び乙は、相手方が前二項の表明保証に違反した場合、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができる。

4 前項により本契約を解除した場合、解除権を行使した当事者は相手方に対し損害賠償義務を負わない。本条の表明保証に違反した当事者は、これにより相手方に生じた損害を賠償する義務を負う。

(契約上の地位の譲渡等)

第22条 甲及び乙は、相手方の書面による事前の同意がない限り、本契約に基づいかなる権利または義務も第三者に譲渡し、または担保に供することはできない。

(存続条項)

第23条 本契約が終了した場合でも、第10条(契約不適合責任)、第11条(本成果物の所有権)、第12条(本成果物の著作権等)、第13条(知的財産権の侵害)、第14条(秘密保持)、第17条(損害賠償)、第18条(遅延損害金)、第21条第3項および第4項(反社会的勢力の排除の効果)、本条(存続条項)、第24条(準拠法)、第25条(合意管轄)、第26条(協議)の規定は、本契約の終了後も有効に存続する。ただし、第14条(秘密保持)については、本契約終了後2年間に限り有効とする。

(準拠法)

第24条 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

(合意管轄)

第25条 本契約に関する一切の紛争については、訴額に応じ、被告の住所地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第26条 本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙は信義誠実の原則に従い、協議の上円満に解決を図るものとする。

別紙【フリーランス保護法に関する甲(委託事業者)が遵守すべき事項】

本契約は、特定業務委託事業者に対する取引条件の改善に関する法律(通称:フリーランス保護法)の対象となる場合があります。同法に基づき、委託事業者である甲は、受託者である乙に対し、以下の事項を遵守する義務を負います。

1. 取引条件の書面等による明示: 本契約書は、甲が乙に業務を委託するにあたり、同法第3条に基づき書面(または電磁的記録)により取引条件を明示する義務を履行するものです。契約要綱および本文に記載された業務内容、報酬額、支払期日、その他の取引条件をご確認ください。
2. 給付を受領した日から**60日**以内の報酬支払: 甲は、本契約に基づき乙から本成果物の納入を受け(同法における「特定業務委託等に係る業務の成果」の給付)、かつ第9条に定める検収が完了した日(同法における「特定業務委託等に係る業務の成果の完成」)

から起算して60日以内に、契約要綱に定める業務委託料を支払う義務を負います。本契約では、支払期日を「第〇条に定める検査が完了した日から〇日以内」と定めており、この日数が60日以内となるように運用します。

3. その他: 同法は、この他にも、不当な受領拒否、不当なやり直し、報酬の不当な減額、購入・利用強制、報復行為の禁止などを定めています。甲は、これらの規定についても遵守するものとします。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、各1通を保有する。

〇年〇月〇日

委託者(甲) 住所: 氏名: 印

受託者(乙) 住所: 氏名: 印